

多摩市一般廃棄物処理基本計画 概要版

1. 多摩市を取り巻く社会情勢

現在、私たちは地球規模の気候変動、天然資源の枯渇、生物多様性の損失、貧困、エネルギー問題など、環境・経済・社会における様々な課題に加え、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行という新たな問題に直面しています。これらの問題は相互に関連しており、将来にわたって安心して暮らしていくためには、早急に取り組んでいかなければならない問題です。

～本市の廃棄物行政を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。～

国内外で異常気象やそれに伴う甚大な被害に直面しており、地球温暖化防止、プラスチック削減等に向けた法制度の整備や政策の進展等の大きな潮流を受け、令和2(2020)年6月に本市と多摩市議会は、多摩市気候非常事態を宣言しました。気候が危機的な状況にあることを全市民と共有し、「2050(令和32)年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」と「生物多様性の保全」、「資源の有効利用、使い捨てプラスチックの削減の推進」を柱としています。

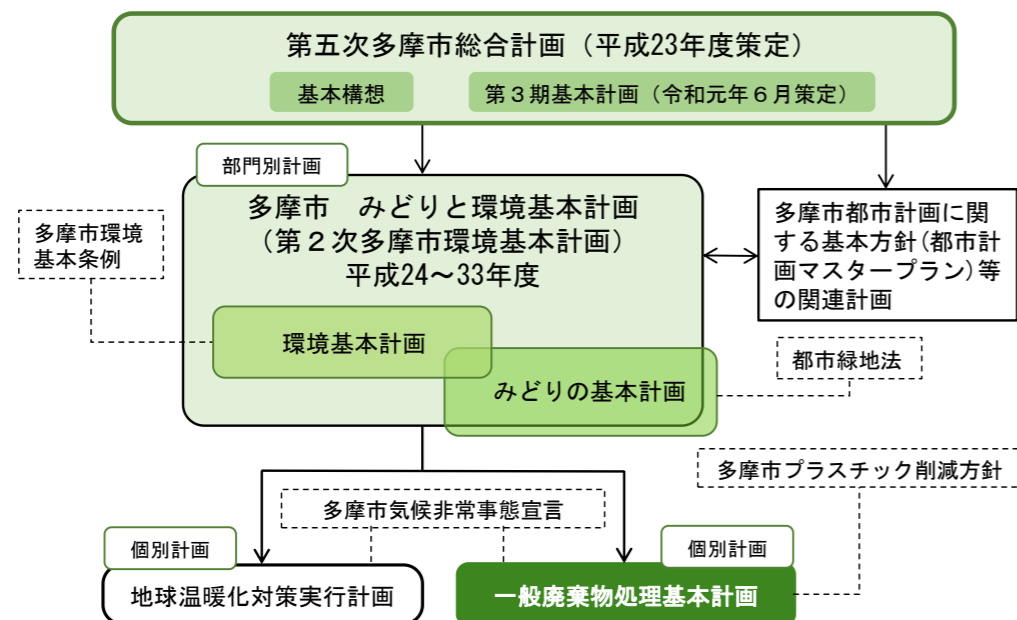
さらに、「プラスチック資源循環促進法」(令和4(2022)年制定)を受けて、「多摩市プラスチック削減方針」を策定し、「4R(リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル)+リニューアブルの推進」を基本原則に、「プラスチックの利用の削減、リサイクルの推進、適正な分別」を基本方針に定めました。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、市民の生活様式や事業活動の変化によって様々な課題が生じており、今後の市民の生活等への影響も不透明な状況です。多摩市一般廃棄物処理基本計画(以下、「本計画」という。)を策定するに当たり、本市の特性やごみの減量やリサイクルに向けた取り組み等の経緯を踏まえ、本市が抱える課題を再認識し、持続可能な社会の実現に向けて、適切な目標の設定と効果的な施策の構築が必要です。

2. 計画の位置づけと期間

本計画は、本市の将来都市像とまちづくりの基本的方向性を示し、総合的・計画的にまちづくりを進めるうえでの根幹となる計画として定められた「第五次多摩市総合計画」を具現化するための「個別計画」です。

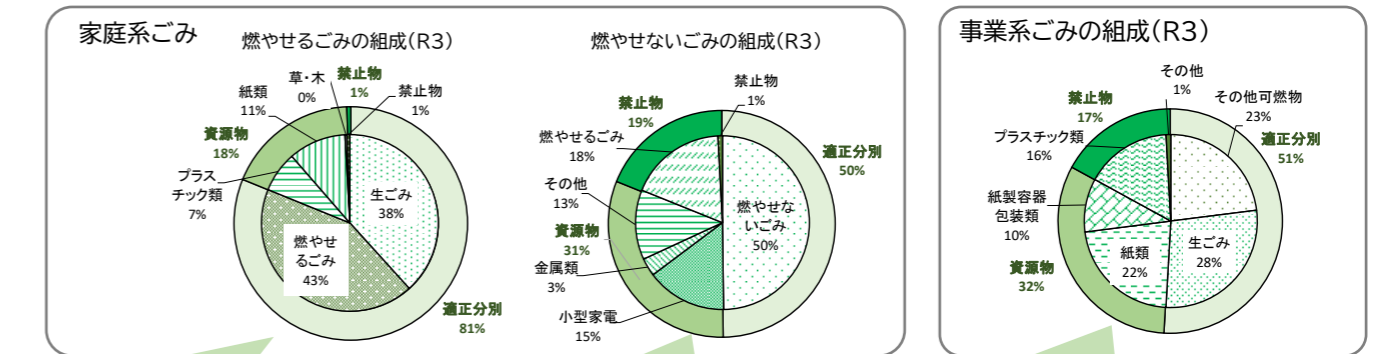
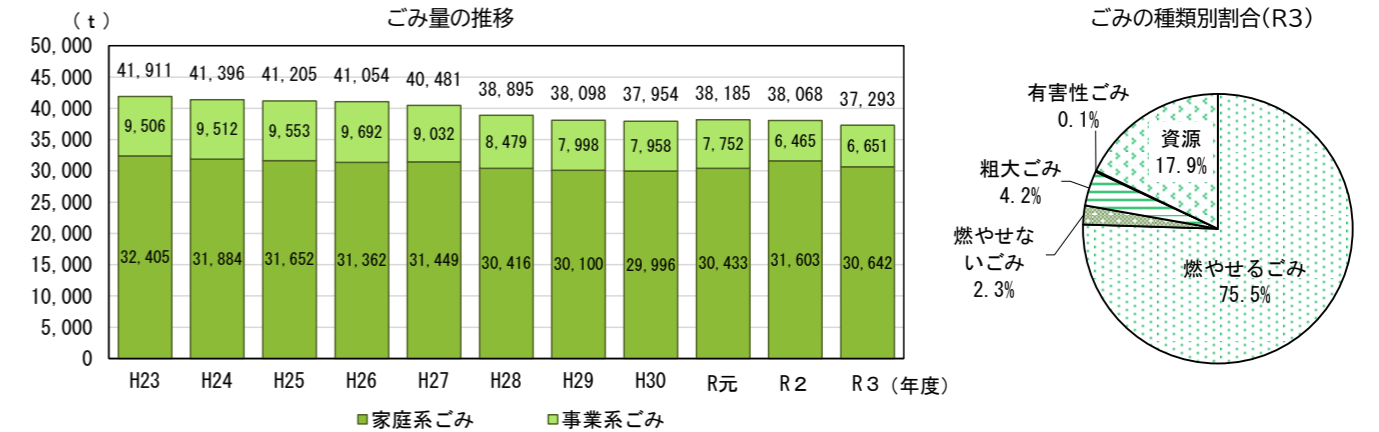
計画期間は令和5(2023)年度からの10年間で、目標年次は令和14(2032)年度とし、おおむね5年ごとに見直しを行います。なお、社会情勢の変化など、計画の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、必要に応じて見直しを行います。



3. ごみ処理の現況と課題

■ 現況 ■

令和3年度における本市のごみは37,293tで、平成23(2011)年度に比べ11%減少しています。家庭系ごみは、平成30(2018)年度までは減少していましたが、令和元(2019)年度から令和2(2020)年度にかけて増加し、事業系ごみは減少傾向が続いています。ごみの種類別で見ると、燃やせるごみが75.5%で最も多く、次いで資源(17.9%)、粗大ごみ(4.2%)となっています。



約8割が適正分別。削減を目指す食品ロスを含む生ごみは約4割、資源として回収を進めるプラスチック類や古紙類等は約2割。

約5割が適正分別。資源として回収を進める小型家電・金属類等が約2割。

約5割が適正分別。資源として回収を進める古紙類等が約3割、プラスチック類等の禁止物が約2割。

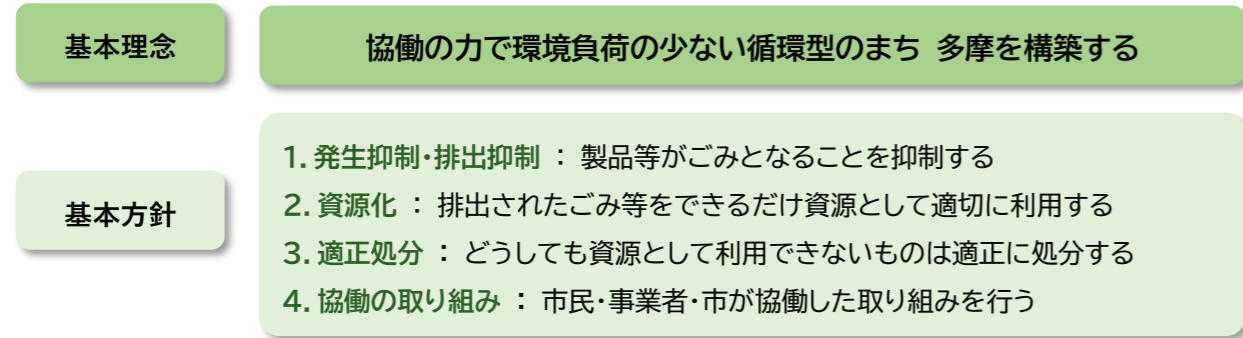
■ 課題 ■

- 分別の推進**
 - 1) 適正な分別に関する事項 (①小型家電・金属等の再資源化 ②古紙類の適切な排出 ③ペットボトルの適切な排出)
- 処理費用に関する事項**
 - 2) ごみ手数料に関する事項(家庭系ごみ・事業系ごみの手数料改定の検討)
 - 3) 財源の使途の明確化(廃棄物会計制度導入検討)
- 減量・資源化の推進**
 - 4) 回収方法に関する事項(①集団回収の拡大②充電式電池の回収)
 - 5) みどりのリサイクルに関する事項(①収集・持込増に向けた周知②利活用方法)
 - 6) 生ごみに関する事項(生ごみ処理機器の購入費補助の継続、普及啓発)
 - 7) 事業系ごみに関する事項(適正分別と資源化に向けた啓発・指導の強化)
- 社会変化への対応**
 - 8) 無料配布プラスチック製品等削減 (①無料配布削減の啓発、②エコショップ制度の見直し③粗大ごみのリユース)
 - 9) 超高齢社会への対応
 - 10) 中間処理施設に関する事項

4. ごみ処理基本計画

■ 基本理念と基本方針 ■

将来的なごみゼロ社会実現を見据えた中で、循環型社会の構築のため、ごみの減量と資源化を進め、ごみの発生量をできる限り少なくし、ごみ処理における環境負荷の低減を推進します。そのプロセスは、計画を推進する市民・事業者・市の協働により進めます。



■ 目標値 ■

◆ごみ排出量(燃やせるごみ・燃やせないごみ・粗大ごみ・有害ごみ)

市民1人1日あたり 567.1g/人・日 (令和3年度) ⇒ 485.9g/人・日

14%削減 (令和3年度比)

◆資源化率*

34.0% (令和3年度)

⇒ 38.0%以上

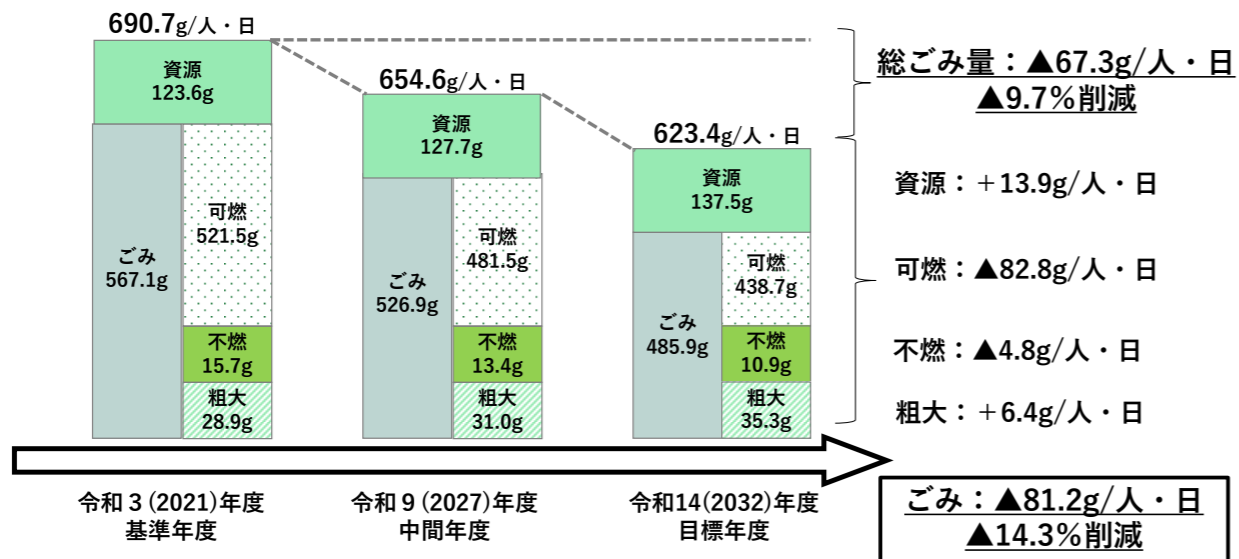
◆埋立処分量

焼却残さを資源化し、0tを維持

※資源化率(%) = 資源回収量(t) / (市収集ごみ量(t) + 資源回収量(t))

排出量の目標イメージ

■ ごみ減量の内訳 (g/人・日)



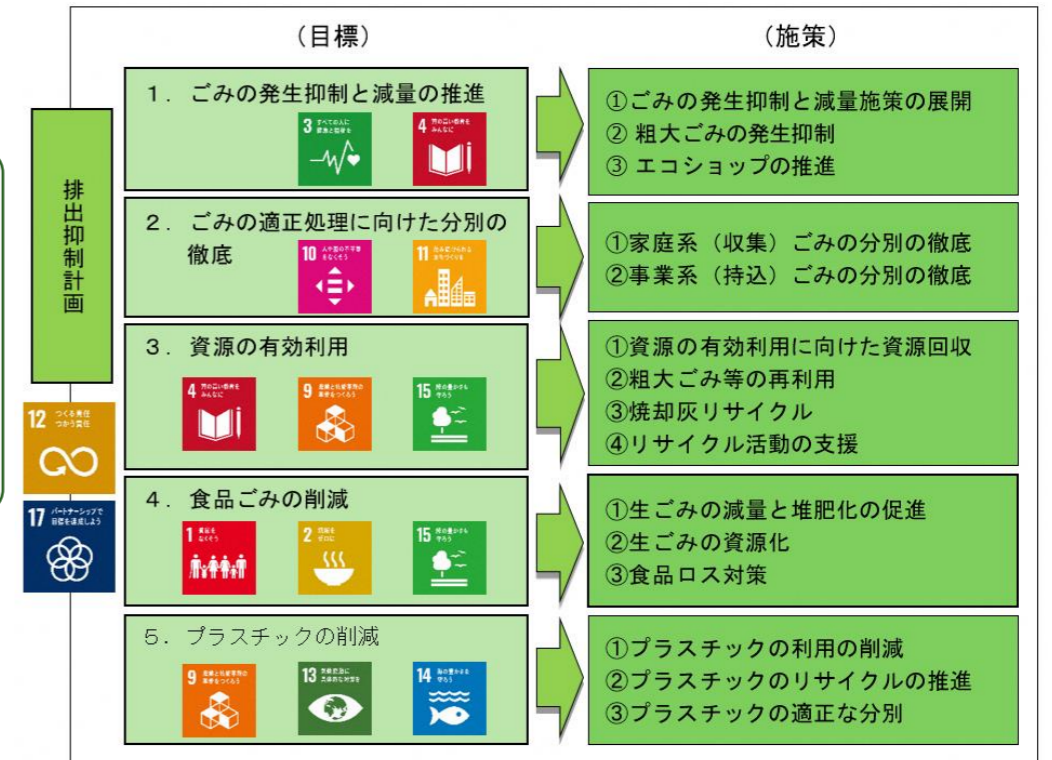
※各年度、ごみ量には有害ごみ1gを含む

■ 施策 ■

《排出抑制計画》

ごみの減量目標を達成するため、排出抑制に関する5つの目標を設定し、各施策を展開します。

これら5つの目標は、SDGsの達成とも密接に関わっており、目標に関連の深いSDGsのゴールも示していません。



《収集・運搬計画》

目標

○安定したごみ収集
○ごみの減量化、資源化が促進される収集・運搬体制を整備し、衛生的かつ快適な生活環境の確保

施策

1) 分別区分と収集方法の見直し
2) ごみの排出方法の徹底
3) 不法投棄の防止

《中間処理計画》

目標

○将来のごみ量やごみ質の変化に対応した処理方法で、衛生的かつ安全で安定した処理体制を維持
○ごみの持つエネルギーの有効利用
○ごみの中の資源物の回収

施策

1) 中間処理施設における安全に配慮した中間処理
2) 資源の効率的な再利用化の促進

《最終処分計画》

目標

○広域的な一般廃棄物の最終処分
○焼却灰を原料としたエコセメントとして再利用し、埋立処分量0tを継続
○現在の最終処分場のできる限りの延命化と清掃事業の安定化

施策

1) 最終処分場の長期活用
2) エコセメントの利用促進

5. 生活排水処理基本計画

令和3年(2021)度末の下水道普及率(人口比)は、約100%、下水道普及率(面積比)は99.84%です。

浄化槽の定期的な保守点検、清掃及び法定点検の啓発、下水道未供用地域における生活雑排水の収集運搬に要する経費の軽減と浄化槽の適正な維持管理の指導、浄化槽の清掃作業にかかる経費の負担軽減に努めます。

基本理念

「安全で住みよいまちづくり」を実現していくために、家庭や事業所から排出される生活排水を衛生的に処理し、水環境を保全していきます。

基本方針

生活排水の適正処理：し尿・生活排水の収集及び処理、浄化槽汚泥の処理等を適切に実施し、衛生的な生活環境を維持します。

下水道の整備・普及促進：市内の生活排水は、将来的には全て下水道により処理することを基本とし、水洗化の促進や下水道施設の整備充実を進めます。